

裁判員制度広報企画評価等検討会設置要領

第1条（趣旨）

最高裁判所事務総局刑事局長（以下「刑事局長」という。）は、裁判員制度広報企画のうち規模及び額に照らし特に重要と認められるものについて、総合評価落札方式又は企画競争による企画選定手続に当たり、企画評価基準の作成や企画選定において有識者等第三者の意見を効率よく反映させるため、裁判員制度広報企画評価等検討会（以下「検討会」という。）を設置するものとする。

第2条（検討会への諮問）

刑事局長は、前条の企画選定手続において、次に掲げる事項を検討会に諮問するものとする。

- 一 企画評価基準
- 二 企画選定段階における各要素の評価
- 三 その他刑事局長が必要と認める事項

第3条（検討会の構成）

- 1 検討会の委員は、裁判員制度広報企画に関して適切な検討を行うことができる有識者のうちから刑事局長が委嘱した者並びに最高裁判所事務総局審議官、同広報課長、同総務局第一課長、同経理局主計課長及び刑事局長が指名する同刑事局参事官とする。
- 2 前項の有識者は3人とする。
- 3 検討会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第4条（検討方法）

- 1 検討会は、全委員及び有識者委員の各2分の1以上の参集を得て開催するものとする。座長は、会議を欠席する委員に対して、予め書面により意見等を求め、意見等の提出をもって、当該会議に参集を得たものとするができる。
- 2 会議は、座長の要請に応じて刑事局長が招集するものとする。
- 3 会議は、非公開とする。

第5条（答申の策定方法）

- 1 企画評価基準の答申は、特段の事情のない限り、企画ごとに会議を開催して策定するものとする。委員の意見が一致しないときは、有識者委員の意見を含む過半数の意見により策定することができる。
- 2 企画選定段階における各要素の評価の答申は、提案ごとに有識者委員の評定の平均点と、その他の委員の評定の平均点を合計して行うものとする。
- 3 全委員が同意した場合には、合否だけの判定による第一次評定を実施し、合格したものについて前項の方法による第二次評定を実施することができる。第一次評定における不合格の決定は有識者委員の意見を含む過半数の意見による。

第6条（秘密を守る義務等）

- 1 委員は、入札に参加しようとした事業者の情報等検討事項に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 委員は、直接間接を問わず諮問に係る企画の立案・作成に関与してはならず、立案・作成に関与したことが判明したときは、委員が関与した提案を選定の対象外とする。

第7条（検討会の庶務）

検討会の庶務は、最高裁判所事務総局刑事局第一課が行うものとする。

第8条（その他）

上記に定めたもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項については、座長が定めることができる。

付 記

この要領は、平成19年5月14日から実施する。

